

新編

漢夏始

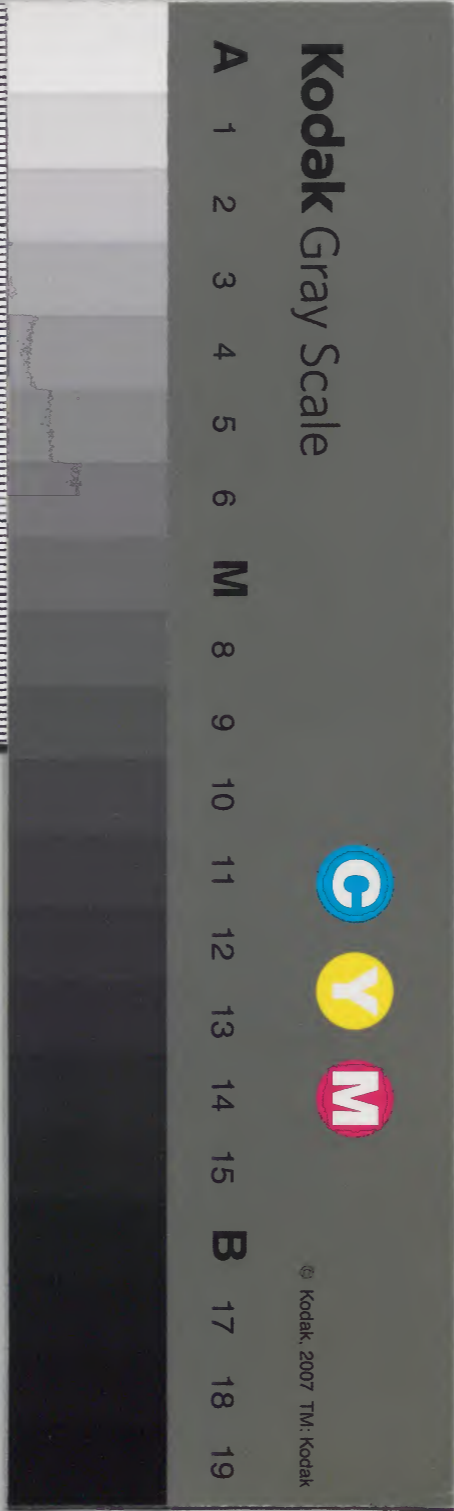
五六

五十二

庫文閣内			
九	八	和	
函	四	書	
六	六	育	
架	冊	號	類

和書門			
八四八			
六冊架函號類			

庫文閣内	
番號	和 8484
冊數	6 (6)
函號	209 78



糊などで貼り付けられている部分がめくれない箇所あり

中華事始卷之五目錄

武備門

兵法ヘイホウ

一

戰爭タカヒ

二

陳列チンレツ

三

先鋒サキガケ

四

殿後テンガリ

五

伏兵フセイ

六

火攻ヒゼメ

七

水攻ミツゼメ

八

舟戰フネイ

九

京觀キョウカン

十

烽燧ホウスイ

十一

營壘テイレイ

十二

兵樓ヘイラウ

十三

斬首クニキル

十四

武舉ブキョ

十五

七書シチショ

十六

禮樂門

禮レイ

十七

樂ガク

十八

冠禮クワンレイ

十九

嫁娶ヨメウケ

二十

媒ナカタチ

廿一

祭祀サイライ

廿二

歌ウタ

廿三

凱歌カキドキ

廿四

中華事始卷之五



葬埋 九六 喪 九七 附宗廟 九八

社稷 九九 追贈 三十 追封 一

典制門

勅 卅二 詔 卅三 上書 卅四 改元 卅五

年号 卅六 改年号 卅七 執務 卅八 律 卅九

刑 卅十 五刑 卅十一 斬 卅十二 梟首 卅十三

流 卅十四 笞杖 卅十五 赦 卅十六 贖 卅十七

禁錮 卅十八 賞賜 卅十九 進貢 卅十 山海稅 卅十一

酒稅 卅十二 版簿 卅十三

伎術門

伎術 卅十四 醫 卅十五 醫書 卅十六 藥方 卅十七

小方 卅十八 本草 卅十九 鍼灸 卅十 獸醫 卅十一

日者 卅十二 卜 卅十三 筮 卅十四 筭數 卅十五

畫 卅十六 射御 卅十七 騎馬 卅十八 百巧 卅十九

規矩 七十 幻術 七十一

中華事始卷之五目錄終

中華事始卷之六目錄

動植門 第十六

鳥獸トリケタモリ 一 龜魚カメウヲ 二 草木クサキ 三 五穀ゴコク 四

稻ワセゴメ 五 胡麻ゴマ 六 波稜菜ハレンサウ 七 胡荽コスイ 八

大蒜タイシ 九 牡丹ボタン 十 安石柸サクロ 十一 葡萄ブドウ 十二

橘タチバナ 十三 胡桃クルミ 十四 木綿モメン 十五

佛家門 第十七

佛入中國ホトケチウゴクニ 十六 僧ソウジ 十七 尼ニ 十八 僧寺ソウジ 十九

尼寺ニテラ 二十 佛像ブツザウ 二十一 佛塔ブツタウ 二十二 佛經ブツキョウ 二十三

漢事始卷六

焚く。云羊傳よ云。これを焦する也。これを焦すはくは。火攻の如く攻むる也。穀梁傳よ云。邾の咸丘といふ所あるは。其火を以て攻むる所なり。六帖よ云。乞始とく火攻の如く攻むる也。水攻ハ

國語よ。智伯が趙襄子に攻むる時。汾水に決りて晋陽に入りて居り。城没せしむるに版を以てり。其り是ハ戦必る世よりある所なり。

舟戦 九

王鳴鶴が云。舟戦ハ盟津に會し。武王が舟に上りて。盟津に會し。後世に於てこれを舟戦と稱す。登壇必究

十 京觀

敵と討たれしを能く封して墓と築くる也。左傳よ。楚子が曰。のち王伐不穀。そのの餘觀を以て。これを封じ。これに於て京觀あり。これを封して。其ののち征伐を以て。よりそののちの事。物紀年下曰

和紙のくくと功とすはるるを始久一。老壇必寃

十五 武舉 武藝をあらわす一め。そのよく習はるる

唐選舉志といふ。武舉ハ武后 則天皇帝此時ハ

已起る。その始てを 長安二年ニあり

唐會要に云。その二年正月十七日天下乃徳

制に依りて武藝を教志せられた。毎年 の経を

士に准て貢舉せられた。武舉此始也 奉祀

七書 十六

漢氏が云。宋の元其年中 太宗の孫子。呉子

馬法。三略。李衛公回春。尉繚子。三略。六韜。と武

学。の類て習ひしむ七書と号と。楊柳典彙

禮樂門 第十三

禮 十七

礼記よ。禮ハ飲食イニシヨクヲ始ハジメトナリ。大昊タイカウ儀牲キセイ
 とナテ庖廚ハウチウヨソナヘ。嫁娶カニユヲ制セイシテ。孺ロ
 殺コロトシク礼レイトシテ。始ハジメトナリ。始ハジメトナリ。始ハジメトナリ。
 拾遺シツイ礼レイヨ。庖羲ハウキ氏シ礼レイカク。宗アガメトシク。以ヨシテ。文ブン
 王シタガノ通典ツウテンナリ。云。伏羲フクキノリケシ。コト。又コト礼レイ者キツテ凶軍キョウケン
 也。章アキラカ也。堯舜ギョウジュンノ時トキトシク。儀ギハ。楊ヤウ子シシテ
 言ゲンム云。礼レイハ伏羲フクキノリケシ。始ハジメトナリ。始ハジメトナリ。始ハジメトナリ。
 言ゲンム云。礼レイハ伏羲フクキノリケシ。始ハジメトナリ。始ハジメトナリ。始ハジメトナリ。

事物紀原下回

樂 十八

世セナリ。伏羲フクキ琴瑟キンゼツヲ造ツクル。始ハジメトナリ。始ハジメトナリ。始ハジメトナリ。
 初ハジメテ樂ガクトシテ。英帝エイテイヨシク。伶倫レイリンノ余メイ
 小書コショト考カウヘ。八風ハフウト調テウ和ワシテ。管カンノ乃ノ樂ガクトシテ。始ハジメトナリ。始ハジメトナリ。始ハジメトナリ。
 小書コショト考カウヘ。八風ハフウト調テウ和ワシテ。管カンノ乃ノ樂ガクトシテ。始ハジメトナリ。始ハジメトナリ。始ハジメトナリ。

冠 十九

禹ウノ時トキ男子ナニシナニシ。始ハジメトナリ。始ハジメトナリ。始ハジメトナリ。
 礼レイトシテ。以ヨシテ。幼志ヨウシト改アヒタシ。考カウヘ。冠カン礼レイ
 礼レイトシテ。以ヨシテ。幼志ヨウシト改アヒタシ。考カウヘ。冠カン礼レイ

漢書禮記卷五

あつよ始^{ハジメ}也^{ナリ}古今系^{ケイ}始^{ハジメ}

嫁娶^{カレユ} 二十

通典^{ツウテン}よ云^ス遂^{スヰ}姓^{セイ}氏^シ婦^フあり。後^{ノチ}よ云^ス人^{ジン}自^ジ是^シ也^{ナリ}。

伏羲^{フウキ}氏^シ嫁^カ娶^ユと制^{セイ}す。儻^{レイ}皮^ヒと^ト^ク礼^{レイ}と^ト^ク氏^シ帝^{テイ}

ハウ^{ハウ}世^{セイ}紀^キよ^ヨい^イく^ク。包^{ハウ}犧^キ氏^シ陳^{チン}都^ト。嫁^カ娶^ユ此^{コノ}

礼^{レイ}と^ト^ク制^{セイ}と^ト。王^{ワウ}子^シ年^{ネン}が^ガ拾^{シツ}遺^イ礼^{レイ}よ^ヨ云^ス。包^{ハウ}犧^キ氏^シ始^{ハジメ}て

嫁^カ娶^ユして^{シテ}。ウ^ウく^ク人^{ジン}礼^{レイ}と^トお^オさ^サむ^ム。物^{モノ}記^キ系^{ケイ}

媒^{ナカダチ} 九一

嫁^カ娶^ユの^ノハ^ハ必^{カナラ}媒^{ナカダチ}始^{ハジメ}よ^ヨ云^ス。太^{タイ}昊^{カウ}婚^{コン}礼^{レイ}と^ト制^{セイ}す。

多^タハ^ハお^オ媒^{ナカダチ}あり^{アリ}。周^{シュウ}よ^ヨ至^シて^テ婚^{コン}く^ク媒^{ナカダチ}氏^シ此^{コノ}友^{ユウ}

を^ヲ切^キる^ル。方^{ハン}民^{ミン}の^ノ判^{パン}と^ト常^{ツネ}く^クい^イじ^ジ

祭祀^{サイシ} 九二

王^{ワウ}子^シ年^{ネン}が^ガ拾^{シツ}遺^イ礼^{レイ}よ^ヨい^イく^ク。庖^{バウ}犧^キ氏^シ鬼^キ也^{ナリ}

て^テ祭^{サイ}祠^シと^ト致^シす。犧^キ牲^{セイ}ハ^ハウ^ウく^クウ^ウく^ク百^{ヒャク}牲^{セイ}と^ト

と^トむ。お^オ祭^{サイ}祀^シ乃^ニ始^{ハジメ}也^{ナリ}。黃^{ワウ}帝^{テイ}内^{ナイ}傳^{デン}よ^ヨ曰^ク。黃^{ワウ}帝^{テイ}始^{ハジメ}

て^テ己^{コノ}を^ヲ祠^シと^ト地^チと^ト祭^{サイ}り^リて^テ天^{テン}を^ヲ祭^{サイ}る^ル。

歌^{ウタ} 九三

夏^カ侯^{コウ}玄^{ケン}が^ガ辨^{ベン}樂^{ガク}倫^{リン}よ^ヨ伏^{フク}羲^キ網^{マウ}罟^コ乃^ニ始^{ハジメ}あり^{アリ}と

以り。已歌乃始也

凱歌 九四

蔡邕が礼志に云。漢帝は伯として軍樂凱歌を化して。今軍と改めしは。其の樂あり。其の

九五

教坊記に云。じり。後康氏葛天氏よは。この時を新始て。今もく。民よ。疾ぬ。こうに。て

國を通利を。わが。と。を。出。て。始。く。祭。と。制。を。始。て。ハ。祭。ハ。後。康。氏。より。ハ。才。所。を。洗。う。錦。帯。全。去。す。ハ。祭。樂。此。の。り。ハ。黃。帝。よ。り。ハ。才。所。と。以。り。

葬埋 九六

孟子此曰。と世嘗て。親を葬らざる。其のあり。其親死を。れ。て。奉。て。これ。を。葬。す。と。の。化。自。そ。所。故。道。ハ。抗。狸。を。食。ひ。糞。納。姑。を。食。ふ。其。の。り。ハ。糞。を。見。て。頼。よ。あ。せ。し。也。

て及んぬ。煇りて藁程を及してこれを掩ふとい
有り。葬埋の礼。いごうくくハ乞ナリ。かこ海が
らん。帝代あつた。厚くこれハ家ナリ。新と
ゆく。これと中神に葬て。はらはら。はら
魚より。いごうや。

喪 九七

と衣ふ。親死とれハ。これを中神に葬て。喪
期定。ハ。虞舜乃二十八載。放勳。堯の
但。多ひけ。死。百姓考。子喪を

れが如く。二載。曰海ハ。過密と。わは。
二年。乃喪ハ。老。より。りて。三代。たに
同。孟子も。二年。代喪。汝。疏。乃。服ハ。云。代。これ
を。た。め。を。い。り。

附 宗廟 先祖の神靈と

礼。緯。元。命。包。よ。云。唐。虞。ハ。又。廟。を。を。り
又。色。よ。同。

九 社稷 社ハ土神。稷ハ穀神也。ゆる。一。ハ
帝。嘗。高。辛。氏。代。時。共。工。乃。子。句。龍。氏。を。い。く。社。と

烈山氏の子。桀は以て稷と云。乞社稷也。

追贈

追て先人の号

此

武王高を克て。追て太王王季よ。王号と云。

あり。故に後代追溢追号の事。これ漢より

今よむり。人長追贈の制あり

追封

追て先人の土地

此一

漢宣帝。張安と追封して恩信侯とせしむ。

追封の始也。

典制門 第十四

勅

此二

帝王の命令を勅と云ふ。漢代より始る。紀本

詔

此三

史記よ。秦始皇二十六年よ。李斯儀して命を

制し。令を詔と云。歴代これより始る。

上書

此四

殷大甲すては後小甲多ひて不明なり。

うハ。伊尹が故に以て戒をのぶ。乞上書也。

七國乃時。長。海。之。の。も。氏。を。考。り。時。に。皆
と。出。と。云。秦。より。改。て。秦。と。云。

改元 卅五

史記秦本紀よ云。秦王五十四年。又て元と稱す。
又六國表より。初て元と文むとあり。いふ
通より人君位より即て。その位を元年と稱す
中間に改元乃制なり。秦は五より初く。
おこれあり。漢代は。多く秦の法より承る。
よ文帝とされり。なりて。中元。後元。改元
カインゲン

あり。今に。即。承。ま。り。帝。と。稱。す。あ。る。改。元。の。始
を。秦。五。より。初。と。し。り。章。衡。が。編。年。通。載
よ云。魏。五。又。十六。年。又。て。元。年。と。稱。す。

漢書律林よ。揚慎が云。いふ。天子。位。侯。位
を。継。年。改。論。て。始。く。元。年。と。稱。す。一。至。を
終。り。ま。り。と。ま。り。一。ま。り。元。年。あり。て。一。ま。り
して。再。元。と。稱。す。り。の。か。り。り。に。文
帝。新。恒。平。が。云。氏。位。より。再。後。元。年。と。稱。せ
ら。れ。る。武。帝。の。号。と。ま。り。と。ま。り。改

えあり。これより歴代皆わづらひ。俗に
後よ。乱五年に改号竊士曰く文名乃後わ
里。ちり進大長曆と見ゆ。秦直文五十年
文為元年とある。そ繆文帝は始よりハ
わ。ん。

子シカウ 年号 卅六

漢武帝建元元年より。顔作古が
い。古より帝王の年号わ。ん。に
始。く。す。

アラタム子シカウラ 改年号 卅七

漢武帝即位より。始く建元乃年号を
立。く。そ。後六年八月。長星お現。け
七。年。よ。南。於。時。年号を改て元光元年と
云。後世人。年号を改ら。り。す。れ。り
始。於。漢書律林

年号を改ら。唐乃武氏。天竺より
武氏在位二十二年。改元とる。中
十六。よ。和。約。よ。令。一。夕。よ。更。て。戲。と。す。

これとて。海を舟に云卿ハ子板とて。
と礼との友よわ。いふ。後周武帝
保定四年。又。始。婦。百官を。て。爲。以
と。と。む。事。わ。礼。系。下。日

九律

罪の輕重より。その名を。と。罪と

凡俗通よ。皋陶。謨。虞の。時。始。と。造。る
と。り。及。漢。張。敞。と。疏。て。と。皋陶。法。律。と
造。る。急。然。章。よ。と。皋陶。獄。法。造。と。法。律。故。と。

刑 四十一

尚書。比。呂。刑。よ。と。密。む。又。虐。の。刑。を。修。と。法。と
と。舜。よ。と。て。皋陶。よ。令。て。又。刑。法。の。よ。也
と。む。呂。氏。去。杖。よ。と。と。と。皋陶。刑。を。法。と。造。

又刑 四十一

云。代。の。付。罪。額。と。姓。て。剽。擄。と。罰。に。是。を。刑。官。
刑。也。男子。ハ。勢。と。罰。婦。人。ハ。宮。中。よ。大。辟。死。と。と。て。又。刑。と
と。れ。ハ。と。造。と。す。

又刑。の。法。ハ。云。代。より。て。これ。あり。漢。の。時。よ
僅。よ。三。刑。あり。黜。削。斬。趾。の。と。文帝。十。二。年

みきて内刑を塗く。死鉗を以て強よ
久。管より二百とんと以て。鼻より久。管又百
と付と以て斬趾と代。死肉刑を塗か
き。始也。

斬 四十二

尸子よ云。黄帝中。蚩と云。而。一。て。蚩と云。
き。蚩。黄帝内傳よい。蚩と云。版泉と
あ。擒。帝。帝。金。て。を
き。か。と。わ。斬。軒。氏。始。

梟首

日本。罪人を斬。首を
を。獄。門。よ。く。は。と。同。也。

四十三

む。一。黄帝。蚩。を。切。も。能。軍。門。よ。け
させ。より。此。梟首。始也。

流 四十四

黄帝内傳よい。帝。蚩。を。斬。て。首。軍
門。よ。け。て。以。て。下。と。以。て。多。蚩。を。り
管。一。流。ハ。荒。ら。か。に。流。と。是。外。流。刑。也。
也。舜。の。日。凶。族。と。り。共。工。を。幽。刑。に。流。一。雍
兜。を。累。山。に。殺。ち。二。苗。族。之。危。一。胤。一。緜。

賞賜

賞賜 賜より。非なる人よ。を賜を

尚書。車服

以庸と

庸と。功也。賜の

周より車馬器服の等なり。是賞賜なり也

進貢 貢より。進貢の

尚書より馬貢より云。馬九別を別ち。始く去地

り。任く貢とをん。孔安必水。恒みいらく。貢

賦乃差と云。堯の討たれ也。此也。此也。此を貢

乃始。禹始水。去。此年。け。ま。ひ。一。故。ま。か。て。ま。り。

山海税

山海の

五十一

漢宣帝時。朕。奏。昌。と。り。ひ。一。と。れ。山海

利。ゆ。れ。有。税。と。か。さ。めて。必。我。利。せ。ん。と。後

この時よりして。山海魚課。と。し。海。古。今。名。始

酒税

俗。よ。云。酒。えん

五十二

漢。帝。始。元。六。年。秋。七。月。權。酷。官。と。や。む。

これより。酒。友。と。云。友。あり。て。さ。う。う。酒。友。つ

民。と。して。さ。う。う。酒。友。か。と。て。さ。う。う。

め。友。より。さ。れ。が。酒。と。税。と。ぬ。後。世。民。酒。友

醫業を流る所とて、^{モウヤニヒ}病疾を療^{イヤ}さしむ。後文より云。巫彭初て醫と名ん。呂氏云。秋也。又いらく。巫彭醫と名ん。

聖人の天下を治せんとす。世と受へるものあり。故に波伯も余も。トて。醫業始る。故に人乃命を救ひたり。けしめ。醫乃術を治民。大司命ありて。そ責むくあり。故に天地氣運乃齒と察し。性命有るの微をゆふ。一。虚実逆順乃病とさる。厚

沉澁救代脈脈診し。補瀉温涼乃業。故に魚。後と急輕重の劑と辨ふと。とて。以て聰明達の人より。何れぞ。けしむ。故に。一。かくれ。如くあり。後。始る。人の命を司る。民の病を療する。と。さる。故に。一人の病。良相とあり。とん。良醫とあり。ひとより。げき。良おとなり。こ下乃政と執り。仁政と致し。民をいつら。も。ひらく。を。を。を。は。天地の化育を。を。次

のち一、況今叔世も及て醫術よくくつり
 輩トモカラ少く人とあやまは粗工ソコダのそふたや
 練もて下れ家もと人さあはひ命イナチかると痛コト
 醫イよゆべねて入りえとあはむりてわり
 うがあよりあつり。あよ主勅ワタボツ程伊川チイイセニた
 む。人のみさるもの醫イはさしとんはるか
 らんといり。至痛シロシよあつりや。世ヨは醫イは
 業ガとする人とするも。そのわりの後ハ醫イは
 せんた。そのうう者任ワガジンハ醫イ也とせよ。

とい人ともあはむ。或アルはさしとんはるか
 とすりとせよ。人たやしきよて。そのとあは
 醫術よ用む。そのとあはんと。かをさし
 てその業ガは法しひる人いなり。そのとあは
 の中セイフ後何つ。とい病家ヒヤカは幸ありて業ガ
 授シして法をたふるもさかしくあはは。その
 もそのと軒波ケンギのゆくりひ。自媒ミツカラエして
 その術ジツを術テラひ責ツクして後ハ。権門ケンモン勢家セイカ
 及富高フニヤウキヨウ巨農キヨウノウの業ガ資シをもとむ。後ツシひ

疑んと見しき海人のりせり。志がく伺
 候して。媚福ひ。とこし。か人に吾醫術長
 ざるゆゑとひとや。今日ハ。海病人と
 有り。きのつ死するものぞいせ。など
 人もとらぬもの。いりて。いひま
 也。世は信用せ。も人ゆ。をさる。海も。死
 ぬ。洗け。死。火。は。い。が。め。き。う。の。あ。さ
 た。を。士。兵。民。の。痛。の。う。か。ま。い。く。ま。ぬ。け
 と。と。あ。い。病。家。の。甚。い。と。ご。かり。あ。い

と。い。と。病。人。療。は。外。の。う。い。う。も。あ
 ら。が。あ。さ。と。て。人。を。ま。の。何。ら。さ。し。て
 行。も。一。方。と。疑。ん。ゆ。を。と。求。む。の。み。け。ら。解
 して。い。て。い。ま。り。て。病人。を。見。つ。と
 り。た。も。と。海。に。ま。た。下。人。の。病。後。病。人。の。病。後
 ありて。い。う。し。病。の。ま。り。業。後。も。い。た
 ぬ。乃。業。質。れ。考。と。して。唐。業。と。用。ひ。は。し
 て。い。れ。り。ぬ。ゆ。も。ま。い。ひ。あ。も。和。業。と。用。ひ。
 大。割。と。用。て。よ。り。病。人。あ。も。小。割。と。あ。い

既そぐらひ。まじもろけさるる。あつら
 醫師イニと云。仁術ニニシユツと云。やりの術也。天地の人
 物とそつて。聖人セイジンの世に生れ。人と何え
 造りて。醫業イヤクめたるを記し。あつらさぬ
 ひさねのうらひに及らん。中世チュウセイ良醫リョウイの人を
 治療チリョウせし。志コトと。年トシと。同じて。惜カクた。まに
 ちのあつらひ。天地テンチ聖人セイジンの大匠ダイサイ人ジンなりと
 云。はへ。又今イマ子コをホく。もらして。ほごく
 に。世ヨと。り。さ。す。る。ゆ。かり。し。き。人。或アルハツニ病ツミ

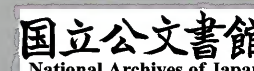
わりて。家祿カロク失ウシひ。流浪ルラウして。身ミと。ま
 ぬ。可ヘイれ。く。平ヘイ生セイの。あつらひ。も。な。か。く。う
 き。世ナカの。中ナカに。い。け。し。と。ま。よ。り。ま。か
 り。ぬ。人ヒトと。い。ろ。は。又モ字ジと。と。さ。し。て。あ。つ。ら
 して。み。が。り。ぬ。る。あ。つ。ら。い。と。あ。つ。ら。い
 ひ。醫イ者シヤと。と。の。あ。つ。ら。い。と。あ。つ。ら。い
 り。ま。よ。り。ぬ。る。あ。つ。ら。い。と。あ。つ。ら。い
 そ。ま。と。服クソカせ。ん。あ。つ。ら。い。と。あ。つ。ら。い
 類ルイし。て。あ。つ。ら。い。と。あ。つ。ら。い

其也。そとて。今世も。罪人を斬りて。
 として。世に。そのあり。け人必し。子
 孫に。其あつら。罪人を。去るとき。
 わり。されとも。人を。殺す。その。
 として。天地。その。有る。有る。
 如し。其母の人。此。志。事。
 かの。庸醫。幸。て。世に。用。
 人と。療。せ。人。必。二。世。
 と人。い。か。た。い。女子。も。血脈。お。

されハ人を。其。その。ま。
 術と。其。て。其。其。
 教。と。其。其。其。
 の。紙。を。費。一。醫。を。学。ぶ。もの。ハ。人。を。費。す
 と。い。い。一。練。か。す。や。人。を。生。か。す。と。業
 と。す。其。もの。人。と。其。其。其。
 其。其。其。其。其。其。
 其。其。其。其。其。其。
 其。其。其。其。其。其。

いししそむる字いししどあよそむる茶漢を
 ひさびさいししりに病人も茶飲らして時
 ようれをさあそむる多さあ地 サイカク
 病をさあそむる サイカク 病をさあそむる
 件嗣家の日醫ハ特色のそ思過精けきむ地
 之といひいししげふさぬるそさう。醫ハ術ハ
 他藝よ比するに大なり。されバサ性ゆ
 おいてひらくそあひをさあそむ。思過を精
 しく用ひるんばそむる理に通じりしけ

さうそむるを志り。そむるを志るんを志る
 といひ。そむるを志る。古人ハ醫ハ八事あり
 といひ。八事とふ。志欲大 シテガク
 天地の道を志り。人おれ情よあし。民此有
 命を志りて。むろく人を救んとおしる也。
 心欲小 スラシク 人の命を志りて。志るんを志るん
 友一割を志りて。志るんを志るん。古人此方
 病を志りて。志るんを志るん。志るんを志るん
 志るんを志るん。志るんを志るん。志るんを志るん



ち氣運と天よ素一。下ありてハ草木を地
 よ素一。中ありてハ性情を人よ素す。あ
 にも素のひろうくしてをとよくせんや。
 業欲専 その術業或も一よ勤て 知る事と好
 ぶ事と云。その業と好む事と云。勤てよくも
 知らる。一と云。あつた。又知の事と云
 と云の事。その術かんぞと云んや。あは醫ハ
 一術よあつて化藝を好む事と云。識
 欲高 珍貴を求めらば 心正しく。微かなるとん
 みるを志り。己化の迹を素一。未素此因
 と云。素也。氣欲下 その心 虚み。氣
 と下。素賤の人とす。に。真操の病を
 き。ハ。さる事也。げ。や。職。居て。業
 をわすれ。素賤なりとてこれをすすて。
 真操なりとてこれをき。人。此。を
 かり事也。う。心。なり。と。云。く
 志。さ。る。事。な。れ。ば。そ。は。と。わ。な。り。し
 一と。お。り。ぐ。ま。く。も。業。と。易。べ。し。し。か

みるを志り。己化の迹を素一。未素此因
 と云。素也。氣欲下 その心 虚み。氣
 と下。素賤の人とす。に。真操の病を
 き。ハ。さる事也。げ。や。職。居て。業
 をわすれ。素賤なりとてこれをすすて。
 真操なりとてこれをき。人。此。を
 かり事也。う。心。なり。と。云。く
 志。さ。る。事。な。れ。ば。そ。は。と。わ。な。り。し
 一と。お。り。ぐ。ま。く。も。業。と。易。べ。し。し。か

漢事如卷五

教と。さふかくて失財と侮。新易とらふ
 ち。甚るる者けり。量欲宏。我よふ心よ
 わ道ハ人あも若志。人乃若道ハ外
 られを学びて。人我ハ淨か。そ。痛と
 瘡す。ゆと。そ。勸と。そ。けあ
 人我ハ淨ある。ゆ。ハ。醫術。ハ。限も。ゆ。ゆ
 何。ぬた。も。さて。醫術と。学ぶ。人。との。解
 ぬ。し。う。く。け。し。し。む。く。さ。ゆ。地。守欲薬
 人乃お。研。つ。茶料も。富。る。ゆ。の。け。る

ち。これ。を。交。て。業。質。と。し。て。賣。志。を。行。け。れ
 海。の。船。で。交。へ。る。ゆ。ゆ。ハ。事。と。し。て。移。ん。人
 ち。お。造。化。の。力。以。助。け。る。良。醫。と。云。は。海。に
 又。智。識。を。れ。く。也。性。を。か。く。事。理。よ。う。と
 く。回。学。は。さ。か。く。世。俗。の。ゆ。ゆ。さ。人。な。り。て。
 世。に。さ。ら。う。ゆ。ゆ。人。命。の。ゆ。ゆ。さ。と。し。て。人
 と。わ。さ。し。て。醫。と。あ。ん。と。す。ゆ。ゆ。お。う。ぬ
 人。の。志。を。せん。ゆ。ゆ。と。求。む。教。を。る。人。と。し。て。も。云
 根。を。か。し。る。ゆ。ゆ。け。り。ゆ。ゆ。か。し。く。何。さ。は

漢事如卷五

九

帝五世紀よ云。炎帝。雷公。波公。且命。一。て。九。鍼。と。制。せ。し。め。内。外。經。氏。芸。の。さ。し。む。素。問。の。大。咸。く。お。炎。帝。肉。傳。り。云。帝。昇。て。子。と。な。り。鍼。經。脈。決。傳。り。云。海。人。の。一。有。金。匱。甲。し。の。經。皆。炎。帝。と。祖。と。ん。

茶方 又十七

カウシガセウシ。エンテイヤクハタ。ツリ。トキヨヒ。氏。小。使。り。云。帝。茶。方。と。傳。り。時。疾。を。

救。入。

小方 小児の茶 又十八

孫。思。邈。が。千。金。方。よ。い。と。く。小。児。六。茶。より。以下。ら。炎。帝。乃。收。り。中。古。巫。方。と。云。もの。あり。始。て。願。願。經。と。撰。て。以。て。素。天。を。伝。へ。ん。よ。且。始。く。小。児。乃。方。の。也。云。小。児。此。茶。方。ハ。巫。婦。より。始。れ。

本草 又十九

帝。五。世。紀。り。云。炎。帝。茶。方。亦。然。か。り。味。ハ。茶。と。志。り。て。疾。と。療。し。中。古。回。卷。と。あり。云。次。唐。書。子。志。寧。傳。り。云。世。亦。謂。傳。人。神。農。茶。

史記目者傳の伝ふ。古人ト筮ヲ通ず。時ハ
これを目者ト云。その時ハ周乃大下也。賦也。

卜 六十三

ト此ううあひとト云。事始よ云。庖犧氏の
時始て卜あり。去秋え命包よ云。古々司母ト
をまは。

筮 六十四

著ううあひと筮ト云。世中よ云。巫咸筮と
傳る。古史考よ云。高の時巫咸筮と云くこと。后

氏去秋あもえううあひと云。された巫の
字。筮と云うて筮咸とあり。歸。義り

い。女媧筮と傳る時。雲幕を強く。枚占
と。書。經。曰。龜。筮。協。從。と。筮ハ巫咸

始て此也。所なうと。その前のものを祀せる也。
荒。古。經。よ。かん。そ。筮。といふん。古史考よい
く。庖犧氏卦と傳る。始く筮あり。もこも也。

筮 六十五

後漢書。律。歷。志。よ。云。隸。首。數。と。傳。る。晋。律。歷

龜魚ニ

淮南子ワイナンシよいしくカイリ介鱗カウラ蛟カウとセ出シ。蛟カウとセハ
 鯢コシとウもコシ鯢コシハカウ蛟カウとウもカウ建ケン邪シヤとウも
 建ケン邪シヤ度ド魚ギョをウむム凡ワウ鱗リンのルもレハド度ド魚ギョよ
 已シ出シ也ヤのノ始カ介カイ鱗リン先セン然レウとウもセ先セン然レウ玄ゲン龜ゲン
 とウもゲン玄ゲン龜ゲン靈レイ龜キをウもレイ靈レイ龜キ法フ龜キとウ
 比ヒ凡ワウ介カイのノハレ度ド魚ギョよりウ出シ也ヤ介カイ
 鱗リンハカ鱗リンハカ介カイ鱗リンハカ龜キのノ先セン也ヤ
 龜ケン魚ドハカ始シ也ヤ
段タン本ベン式シキ龜ゲンと比

周陽雜俎シュウヤウザツソ淮南子ワイナンシのノ記キ也ヤ海カイ多タ獸ジュウ虫チュウ魚ギョ
 のノ始シ俸ホウよコト笑ウラウラへシ。もモもモ甚シ妖ヨウ奇キありアリとシ。
 多タてタおオ理リよコトうコトとシ倣ニ也ヤ凡ワウ天テン地チのノ始シ人ニン
 とシ物モノもモ天テンのノ氣キ化クハ也ヤ一ヒトもモ一ヒトのノ氣キ化クハしてシハ
 氣キとシてテ交カウとシ氣キ化クハ也ヤ氣キ化クハ取ク化クハのノ人ニン痛イタむム也ヤ氣キ化クハ靈レイ
 小コしてシ氣キ化クハがカらラもモ鳥チウ獸ジュウもモ皆ナニ氣キ化クハしシ。
 そソれレらラ形カウ氣キのノおオ法ホウありアリ。氣キ化クハ也ヤ。
 是コトとシ人ニンのノ今イマ平ヘイ地チよコト大ダイがカ海カイ也ヤ成セイなりナリをシ中チュウ
 魚キョウ也ヤのノ氣キとシ入イ海カイをシるル禁キンせんンに

波稜菜 七

唐會要云。尼婆羅。波稜菜。故。

胡荽 八

博志云。張騫。大夏。使。胡荽。均。

大蒜 九

切款云。張騫。西域。使。大蒜。均。

論。此。漢。乃。時。始。有。之。

牡丹 十

隋煬帝。世。始。牡丹。唐。乃。代。

本草云。開元。時。唐。玄宗。宮中。及。民。

競。之。尚。今。多。魚。極。之。

安石榴 十一

博志云。張騫。西域。使。安石榴。均。

博志云。

葡萄 十二

博志云。大夏。使。葡萄。均。

博志云。漢。西域。使。葡萄。均。

博志云。博。是。也。商。陽。雜。俎。云。博。

張寒チヤウケンが終イタに所トと有り。

樓タチバナ 十三

後漢コカン李衡リキウ其樓キキウ子樹センジュと云ト一ニとあり

ハ。そ始ハ久ク一ニと云トかかん

胡桃クワミ 十四

博物志ハクブツシ云ク張寒チヤウケン命ノ命ヲ使シて海ウミを討ウツつ

胡桃コタウを得ウケたり。

本綿モメン 十五

通鑑ツカン北梁リヤウ武帝テイ本綿モメン皂帳サウチヤウ乃ナリ下シす。史シ昭セウが

親文シヤクモン云ク本綿モメンハ以ヨリ南ナン方ホ多タくこれあり。去キ二

三月ミツと云ク終ハ下シす。すでスにニ生ナて一月イツクは

云クすハ一ニ年ニ一ニ秋キタハナをシてト突ツ

と始ハ入ル熟ジュクす所トはカ久ク也ナリ。其キ後ノ甲ケ子チ申シ後ノ

此コトと綿ワタ此コト一ニ。これと云クはバ梁リヤウ此コト時ト

とてハ本綿モメンあり。丘文キウブン在サウがセツ既メニ綿クハをシえ

乃ハ始ハ申シ必ズ入ルと云クハバ史シ昭セウがセツ既セツと

考カン知チす所ト也ナリ 楊升ヤウシヤウ居ク又マタ集シユ

佛家門 第十七

佛入中國 十六

傳奕韓愈ホ皆佛ハ後漢明帝此時始て中
 國よ入とソリ。此を以て佛法を傳ふものと稱
 する所の也。佛法乃中必入る。其時漢哀帝
 魏略西戎傳と云る。漢哀帝元壽元年博士
 景慮受大月氏王使伊存口傳浮屠經。又劉
 向列仙傳序と云る。仙を傳ふ所の百四十
 六人と云り。其内七十四人すべてに佛經あり

於時ハ則漢成帝哀帝の時とて佛經あり
 云はる。漢武皇帝の時とて昆邪王休屠
 多氏教して。其氣を以て降る。金人の神と
 云はる。武帝これを其泉宮より金人母を
 文餘。其系よ半羊と稱ひ。其名曰燒奴
 礼と云。武帝のその俗よ。又元狩二年
 昆明池をうぐる時。庶たり黑灰なり出
 ける。帝これを東方朔よと云。東方朔が云
 西域乃人よ回教也。これ胡灰なりとい

漢書卷六

漢てそ^{ミチ}を求め。そ^{キタ}を^{タイテイキヨフ}大抵^{フサツ}虚^{タツト}無^{ヲモハラク}と^レんて^{ハナ}宗^{セイレニ}と^{メツ}し。怒^{ゼヒ}想^{メツ}
 不^フ教^{サツ}と^{タツト}を^{ヲモハラク}ま^レふ^{ヲモハラク}以^レ爲^レ人^{セイレニ}死^{メツ}して^{メツ}精^{メツ}神^{メツ}滅^{メツ}せ^レん。
 鴻^{シタカ}と^{カダチ}又^{ウク}取^{イケル}と^{キヨコナ}交^{キヨコナ}。生^{ゼン}時^{アク}行^{カチラス}よ^{ホウ}不^フ此^フ長^{カチラス}無^{ホウ}必^フ報^フ怨^フ
 あり。あ^{セイレニ}且^{セイレニ}精^{セイレニ}神^{セイレニ}を^{セイレニ}煉^{セイレニ}して^{セイレニ}以^{セイレニ}て^{セイレニ}佛^{セイレニ}と^{セイレニ}あ^{セイレニ}る
 且^クむ^クる^クゆ^ク故^クを^クい^クふ^ク。こ^クの^クん^クて^ク宏^ク溷^ク勝^ク大^クの
 云^クを^クな^クして^ク愚^ク俗^クと^ク勸^ク誘^クく^ク。そ^クの^クは^ク且^ク精^クを^ク
 其^クの^クを^ク名^ク付^クて^ク沙^クの^クと^ク云^ク。う^クに^クお^クめ^クく^ク中^クを^ク
 始^クと^クそ^ク佛^クを^ク始^クと^クて^クも^ク形^ク像^クと^ク圖^クす。ま^クと^ク其^ク人^ク

の^ク申^ク。ひ^クと^クり^ク楚^ク王^ク英^クと^クも^ク先^クと^クれ^クと^ク好^クめ
 る^クと^クあり^ク楚^ク王^ク英^クハ^ク丘^ク瓊^クと^ク名^ク付^クる^ク倅^クと^クい^クふ^クは^クけ
 佛^ク教^ク中^クに^ク必^クず^ク入^クる^ク始^ク也^ク。夫^ク後^ク展^ク氏^クの^ク所^クと^クい^クふ
 為^ク夫^クよ^ク所^ク謂^ク大^ク乱^ク也^ク。此^ク代^ク聖^ク王^クの^ク世^ク
 に^クあ^クる^ク也^ク。必^ク殊^クと^クて^ク報^クり^クを^クせ^クる^クもの^クなり。
 の^ク帝^ク人^クの^ク子^クと^クして^ク足^クと^ク無^クと^クい^クふ^ク教^クと^ク蒙^ク
 め^ク。君^ク乃^ク後^ク且^ク居^クて^ク不^クあ^クの^ク所^クと^ク容^ク中^クに^ク必^クず^ク居^クる^ク
 と^クして^ク。伊^ク夷^クの^ク人^クと^クい^クふ^ク。こ^クの^ク大^ク亂^クと^クい^クふ^ク
 因^クて^ク以^クて^ク中^クを^ク必^クず^ク子^ク焉^ク年^ク無^ク窮^ク乃^ク禍^ク害^クと^クい^クふ^ク

王莽より先か後ハかくして禍よあひ
 するも又む速なり。晋孝武帝甚佛法と
 信し。晋大元六年。禁中に精舎を建て
 をあき。多く此佛法所と表を深く
 敬敬依せしむけれと。王維と云長。深く
 依けしむ。用しむ。後天下に乱逆
 起り。又備なるをせられて。終に
 人とももの。後。清思殿にて
 殺さし。天子。帝。後。法。終。下。に。

又身恭帝。交。後。即。一。大。福。の
 くも。劉裕。殺。れ。父。子。二。代。皆。乱。婦。逆
 長。つ。め。殺。れ。て。終。に。晋。の。世。滅。り。梁
 代。世。天。竺。の。達。磨。と。云。は。佛。の。中。に。あ。り
 て。孫。は。紙。を。り。一。時。梁。武。帝。乞。は。ぬ。ひ
 あり。く。そ。法。と。考。れ。し。こ。の。ひ。ち。此。奴。と。か
 已。難。行。若。切。し。て。棄。め。し。且。大。小。の。ち。と
 あり。り。九。子。能。く。ち。かり。し。と。名。や。び。お

び〜〜〜金銀を抛ら。身と者〜め。又
 あり〜佛は〜海依〜。胡書を産る〜
 法家学〜道〜のた。何れ利益もれ〜却て
 運長運子た〜も下と頌ら道終〜
 よ行〜こめ〜道飢て死ね。け時武帝のみた
 に。大必〜主〜るま〜と〜も。親此能と
 助教ものま〜。〜後子孫貴極なく教〜
 て。悉く收果ぬ。南小朝の魏宣武帝。あり〜
 氏よ海依〜。永平二年は莫大の金銀と費

一。天下此民力を盡〜。永の家后と〜
 大才成は〜。帝〜佛とを痛使せ
 然。帝王乃仏とを憐せ〜。乞婚也〜
 や。〜時の賢良斐延儒といひ〜人徳を〜
 聖賢れ〜ハ〜及〜。漢光武帝魏武帝
 など。皆軍中み〜。又学とす〜
 終らぬ。〜。人公海服〜。お〜
 始て〜下と好まひ。子孫せ〜天下り〜
 あり。それバ今〜佛とを憐せ〜

とも。るよのせめて聖賢の志とも見えまへ
 ーと。潤とやうけさぬーと孫けさ
 とも。考て用^{モチヒ}て。次^{テイワツ}帝王くれわくあり
 と。い。公^{コウキイタイシ}大臣と。農人^{ノウニン}商人^{アキヒト}も。ま
 て。佛^{ホトケ}に。は。久^ク保^ホ且^ト終^{シヨウ}ん。善^{サカシ}悪^{アク}なり。こ
 き。よ。り。て。も。時^{トキ}こ。下^ゲ大^{ダイ}必^{ヒツ}熟^{ジュク}ぬ。佛^{ホトケ}ち。れ。教^{キョウ}
 大小^{ダイコウ}一^{イツ}万^{マン}三^{サン}子^シ孫^{ソン}これ。あり。け。れ。と。地^チを。た
 云^{クモ}の。何^{ナニ}ど。と。く。宣^{セン}武^ブ帝^{テイ}死^シ去^{キョ}せ。つ。後^ゴ又^トい
 時^{ヨウクダジ}瑤^{ヨウ}光^{クワウ}と。云^{クモ}大^{ダイ}ち。以^イ化^カたり。又^ト宣^{セン}武^ブ帝^{テイ}れ

后^{キヤク}朝^{コウ}大^{ダイ}后^{コウ}魏^キの^{キミ}君^{キミ} 宣武帝の世を治ぐ者也 いまの^{ヨウセツ}幼^{ヨウ}少^{セウ}
 かねど。と。く。少^{スコシ}の^ス改^カり。を。を。ま。ま。し。げ。る。が。
 宣武帝^{センブテイ}の^{シテ}死^シ後^ゴ一^{イツ}と。せ。ぬ。事^{コト}を。し。て。か
 ら。ま。り。し。る。金^{キン}銀^{ギン}を。抛^{ナゲ}ら。敷^シ子^シ百^{ヒャク}乃^ノ人^{ニン}ま
 を。費^{ツイキ}し。永^{エイ}寧^{ネイ}ち。と。り。大^{ダイ}寺^ジを。造^{ツク}ら。し。て。其^{ソノ}
サイモクドハキ材^{サイ}木^{モク}土^ド石^{シキ}等^{トウ}を。下^ゲの^ビ矣^イを。考^{ツク}せ。り。故^{コト}九^クを。是^シれ
タイタラ大^{ダイ}塔^{タク}を。造^{ツク}ら。し。て。地^チを。下^ゲに。先^マに。下^ゲ地^チを。ふ。り。し
 較^{キョウ}中^{チュウ}丈^{サウ}あり。て。土^{ツチ}石^{シキ}を。入^{イレ}地^チ築^{ツキ}し。地^チ形^{ケイ}を
 仕^シじ。そ。と。よ。り。九^ク十^{ジュウ}丈^{サウ}大^{ダイ}塔^{タク}を。造^{ツク}ら。し。

女年乃方ホビ一キミて。そキミ回人セツガイのキミ道キミのキミ殺害
 又ホビて亡キミらホビ。天下ホビをキミ治キミる人ホビのキミ如キミく
 又ホビ唐ホビの代ホビよりホビ。憲宗ホビの時ホビ。えホビれホビ十二
 年ホビ。法ホビ作ホビたホビらホビひホビけホビりホビ。鳳ホビ翔ホビとホビ云ホビふホビ乃
 法ホビのホビ方ホビ塔ホビにホビ佛ホビ骨ホビありホビ。二十ホビ年ホビよりホビ一ホビとホビひ
 乞ホビとホビ穿ホビけホビらホビ。必ホビ蒙ホビ恩ホビをホビ人ホビ民ホビあホビ樂ホビたりホビ。お
 めホビのホビ用ホビくホビ為ホビるホビ年ホビはホビ尚ホビほホビりホビとホビ云ホビふホビと
 邪ホビ信ホビたホビ者ホビよホビをホビめホビけホビりホビにホビ下ホビりホビ。おホビやホビうホビてホビ彼

ちホビよホビ勅ホビ使ホビをホビ下ホビしホビ。教ホビをホビ法ホビ作ホビとホビ傳ホビしホビ。曰
 ナホビ四年ホビ乃ホビ正月ホビ。佛ホビ骨ホビをホビ禁ホビ中ホビにホビ追ホビ入ホビらホビせホビ。
 そホビはホビ乞ホビとホビ穿ホビけホビらホビ。帝ホビ王ホビめホビけホビかホビりホビとホビハ。
 公ホビ卿ホビ大ホビ吏ホビよりホビ下ホビ土ホビ民ホビよホビありホビしホビてホビ金ホビ銀ホビ
 為ホビ宝ホビとホビ授ホビけホビらホビ。獨ホビ佛ホビ骨ホビをホビ人ホビ民ホビにホビ傳ホビふホビ。そ
 初ホビはホビ韓ホビ退ホビ之ホビとホビ云ホビふホビ。貴ホビ臣ホビ佛ホビ骨ホビ表ホビとホビ云ホビふホビとホビ云ホビふホビ
 てホビたホビらホビをホビ法ホビくホビ一ホビ條ホビけホビらホビ。そホビあホビらホビまホビしホビ一ホビ條ホビにホビ
 ハ。右ホビにホビ聖ホビ賢ホビ伏ホビ犧ホビ。神ホビ農ホビ。農ホビ。英ホビ。帝ホビ。堯ホビ。舜ホビ。禹ホビ。湯ホビ。
 文武ホビのホビ君ホビとホビ始ホビめホビ。皆ホビ仁ホビ義ホビ又ホビ信ホビのホビ為ホビとホビハ

て天子は故治めまふ。その美いこと命イナ
 ながく。天下おどやうに。其民留トミゆるふ。
 子孫もく蒙サカへて。天下も善し。故の
 佛法中必ツまへり。於此ココに帝もミカドらる。
 くハ命イナこゝに。或アルヒも長キミのまあり
 運ツク死シせしむ。福フホくを子孫コソとす。
 てあつてもせしむ。世ヨに善し。子孫コソも
 けり。佛ブツハ其イ徳テキ乃ノ人ニして。善シ信シン父フ
 子シ夫フ婦フ親シン戚セキ亦モ乃ノ福フホ也ナリ。其イ人ニ也ナリ。

其時來りたりた衣イ靴クツの一ヒトをも賜タガはり
 民タチの感カンをおさ。あやうに。人とあつて早く
 國クニの境サカヒへ送ツクぬる人ヒト。彼カらにいイも人ヒト也ナリ。彼
 け死シ骨ボネとりて禁キン中チュウと居ケらり。理リあらん
 や。佛ブツの靈レイあり。福フホも善シに。殃ワガヒ
 ハ韓カン氏シの身ミも止トまん。禍コトバも善シに。其イ人ニ也ナリ。
 さわけ。帝却シて去サる。運ツク録リクもて。其イ人ニ也ナリ。
 韓カン文ブン云ク。死シ花ハナも乃ノ人ニとせしむ。其イ人ニ也ナリ。
 と。裴ハイ度ト崔サイ群クンといふ。其人コノヒトの信シンも善シに。其イ人ニ也ナリ。

中より免死とあぐめらるる韓氏と云。漢
 州と云國の刺史と云。刺史の大夫よりつされ
 てを重り法をさす。憲宗皇帝ハ
 大に如くぬく佛と考致し。後ハ
 帝ハ一ガ。翌年ハ正月。そを長孫弘
 志と云ものよ殺されて。あまひぬ。又まよ
 り又代すまで。唐懿宗ハ咸通十四年の
 去勅使と奉し。又ハ佛骨と禁中に
 運入んとせしむ。憲宗ハ

けり。群臣は諫げ。帝佛法の位は高
 くと教ふ。佛骨と禁中は運
 入。二ヶ月ありて。曰年ハ七月ハ懿宗帝ハ
 色あひ。法をわく。主として覺せし。佛
 宗位ハ法をまひて。彼ハ佛骨
 とハ。佛法と作せし。位ハ師と云。

治元年此書初して西山乃佛也故建了
 均くも甚とみやり也。監察使觀音保
 赤。こく一蒙饑一。且耕化乃時よ及ひ。
 在登此管化故なりて。民力と費しりま
 ぶ。よりぬ改りり。古故とて孫けに。
 英家甚怒て。監察使使觀音保赤と教さ
 ぬ。治二年初して金子此苑強故寫さ
 し。じ。是皆少く佛法より故願し均
 有也。此より同日自北狄八月。脚史之史藏

失ホ。委お。お。信。故。教。一。遂。子。英。家。を。を。殺
 し。ける。皇。叔。嗣。晋。王。故。立。て。天。子。と。一。泰
 定。帝。と。号。を。と。は。帝。も。お。帝。乃。あ。や。ま。り
 よ。致。く。少。く。佛。法。よ。ら。故。願。け。ら。是。故。
 和。元。年。三。月。具。靈。殿。み。一。て。每。皇。帝。佛。の
 戒。を。受。く。一。が。七。月。よ。即。く。戒。より。一。也。
 於。太。よ。志。る。に。あ。れ。皆。少。く。佛。法。故。好。も。極
 て。致。れ。せ。一。人。ま。り。一。の。お。の。く。も
 終。と。よ。く。せ。一。と。凡。佛。を。少。く。教。化

志く身よりあわひゆ来。天下にりあわ
 ひせしうたれ多くゆきと。今こくにんを
 も一二をわくたものなり。中華のもうけ
 ぬくたあふあり。日のなりてもあう
 佛法は備せ多く人。これ備えりき。そ
 日本事始又朝鮮をよても。歴代のまわり。
 ふうく佛法よまると人。必災難甚し
 りしう。東玉海陸よんてゆきと。ゆ
 けいはいらにいのせん。もまより佛を
 ぶつがう

ら。虚をを宗と。寂滅をの案のあられハ
 ちの来れようぬハ。ぬふ所のあきかるゆ
 しとゆとも人。傷れるよあわくこれを痛
 せむれよとる。災禍ハあうへ。ゆきハ
 人としてくろく。災あふゆ。災室
 をあらしの傾てむ。号位するハ。せ
 とせんや此とせんや。智ある人これをり死
 しみゆ

僧 十七

漢書始卷六

十七

漢の如平より後。摩騰首より四十二章經

佛塔 九二

漢の如平より後。摩騰首より四十二章經

佛經 九三

漢の如平より後。摩騰首より四十二章經

佛經 九四

漢の如平より後。摩騰首より四十二章經

を優も。乞^{ヤクモヤク}行^{ハシメ}河^カの始^{ハシメ}也。事^{コト}物^{モノ}以^{ヨリ}尔^ニ。傷^{シガ}史^シ略^{リョク}よ。康^{カウ}傷^{シガ}舍^{シヤ}吳^ゴ赤^{セキ}烏^ウ年^{ネン}中^{チュウ}に。後^{コト}絶^{ツク}と^ト云^ク。乞^キ行^{ハシメ}河^カの始^{ハシメ}也。事^{コト}物^{モノ}以^{ヨリ}尔^ニ。傷^{シガ}史^シ略^{リョク}よ。康^{カウ}傷^{シガ}舍^{シヤ}吳^ゴ赤^{セキ}烏^ウ年^{ネン}中^{チュウ}に。後^{コト}絶^{ツク}と^ト云^ク。乞^キ行^{ハシメ}河^カの始^{ハシメ}也。事^{コト}物^{モノ}以^{ヨリ}尔^ニ。傷^{シガ}史^シ略^{リョク}よ。康^{カウ}傷^{シガ}舍^{シヤ}吳^ゴ赤^{セキ}烏^ウ年^{ネン}中^{チュウ}に。後^{コト}絶^{ツク}と^ト云^ク。

戒律 九五

僧史略よ云。漢靈帝建寧三年。有^ア世^セ高^{コウ}。乞^キ行^{ハシメ}河^カの始^{ハシメ}也。事^{コト}物^{モノ}以^{ヨリ}尔^ニ。傷^{シガ}史^シ略^{リョク}よ。康^{カウ}傷^{シガ}舍^{シヤ}吳^ゴ赤^{セキ}烏^ウ年^{ネン}中^{チュウ}に。後^{コト}絶^{ツク}と^ト云^ク。乞^キ行^{ハシメ}河^カの始^{ハシメ}也。事^{コト}物^{モノ}以^{ヨリ}尔^ニ。傷^{シガ}史^シ略^{リョク}よ。康^{カウ}傷^{シガ}舍^{シヤ}吳^ゴ赤^{セキ}烏^ウ年^{ネン}中^{チュウ}に。後^{コト}絶^{ツク}と^ト云^ク。

歸と。乞^キ行^{ハシメ}河^カの始^{ハシメ}也。事^{コト}物^{モノ}以^{ヨリ}尔^ニ。傷^{シガ}史^シ略^{リョク}よ。康^{カウ}傷^{シガ}舍^{シヤ}吳^ゴ赤^{セキ}烏^ウ年^{ネン}中^{チュウ}に。後^{コト}絶^{ツク}と^ト云^ク。

戒壇

傷史略よ云。漢魏の時代。傷^{シガ}史^シ略^{リョク}よ。康^{カウ}傷^{シガ}舍^{シヤ}吳^ゴ赤^{セキ}烏^ウ年^{ネン}中^{チュウ}に。後^{コト}絶^{ツク}と^ト云^ク。

受戒 九七

書影集卷六

九七

偽史略よ云。中國のちの戒を文飾す。魏の
朱士珍よりしるす。

尼壇 九八

偽史略よ云。戒を文飾す。偽と尼壇を同し
くせし。宋太祖。尼の僧中に此を以て
うそをいふ。これより始る。僧と壇を併る。宋初
合要よ云。開宝元年。宋太祖二月に詔して今
より尼の度は合志あり。きんぐも亦あり。作
して壇と記く戒をうけしめよと命せし

れ。より別よ尼の文戒壇と云

尼受戒 九九

薩婆多。作質偽よ云。宋の元嘉十一年。劉宋の文帝の年号。作子國。此尼。漢索。系。建康。南。林。寺。の。壇。と。よ。お。の。く。景。福。寺。と。改。め。ら。れ。尼。と。梁。澤。寺。の。戒。法。の。も。類。し。く。中。心。の。尼。戒。と。交。れ。り。と。果。亦。し。る。す。

禪法 三十

宣林よ云。佛涅槃の時。迦葉よ告て曰。若

よ通して。理味を研窮と。一方の宗作を
己に則て。尼徳統の指也。

偽益 卅四

洪明集よ。後魏の大祖の時。洪果率と。魏
胡靈と。益と。け偽益と。賜ふの指也。

偽官 卅五

隋文帝。朕の遺跡と。つ。翻經館の學士
と。是時て。偽よ命。どろ子。友を。つと。

偽録 卅六

廣洪明集よ。後魏の大祖。皇始年中。中よ。
少の洪果を。つ。統と。して。偽位と。後掇
せしむ。文帝。作。賢と。つ。偽統と。參言
偽録よ。後秦の姚萇。道碧と。立て。偽心と
と。秩ハ偽節。法欽。慧斌。偽録と。當り。令よ。同
乞。偽心。偽録を。つ。り。始也。
梅す。り。偽史。略よ。偽心と。つ。改也。自
心と。人と。心して。政令と。志。たよ
偽心と。蓋。比。丘。つ。つ。ハ。つ。つ。興。勅

書目録

七二

かく。牛ウシ此コノ費ヒ繩シヨウありグくゴトありテ。漸ヤく
 俗ソク風フウよハ深シく。雅ガ則ソクよハ乖ソカんとス。故コよハ徳トクを
 あるトものヲをシ後ノチて。法ホウをシくニこれヲをシ繩シ
 てシよシ。心ココロをシ。故コよハ偽ソウ心シンとス。此コノ偽ソウ秦シンの
 偽ソウ習シヨクとシ始ハジメとス。

偽号 卅七

後秦コノ此コノ鳩コウ摩モ死シ什ジツ。始ハジメてシ法ホウ作シとス。号ガウとス。後ノチ中チュウ心シン乃ハ名メイ偽ソウ。又マタ法ホウ作シとス。稱セウとス。晋シン代ダイよシ。後ノチ子シ餘ヨ人ニ
 あり。此コノ始ハジメとス大徳ダイトク乃ハ稱セウあり。後ノチ趙テウ乃ハ石虎シキコ。佛ブツ
 圖ツ泥テとス号ガウしてシ大和ダイワ尚シヨウとス。乞和キワ尚シヨウとス。稱セウす。
 乃ハ始ハジメ也。晋シン此コノ始ハジメ鳩コウ摩モ死シ。秦シン代ダイよシ。後ノチ子シ餘ヨ人ニ
 あり。此コノ始ハジメとス大徳ダイトク乃ハ稱セウあり。後ノチ趙テウ乃ハ石虎シキコ。佛ブツ
 圖ツ泥テとス号ガウしてシ大和ダイワ尚シヨウとス。乞和キワ尚シヨウとス。稱セウす。
 乃ハ始ハジメ也。晋シン此コノ始ハジメ鳩コウ摩モ死シ。秦シン代ダイよシ。後ノチ子シ餘ヨ人ニ
 あり。此コノ始ハジメとス大徳ダイトク乃ハ稱セウあり。後ノチ趙テウ乃ハ石虎シキコ。佛ブツ
 圖ツ泥テとス号ガウしてシ大和ダイワ尚シヨウとス。乞和キワ尚シヨウとス。稱セウす。

此始也。梁慧約リヤウエイヤクよハ勅ミコトノリしてシ云イハ允唐イントウ周梨シュリ之ノ屬トク
 南ナン智チ者シヤ号ガウけシ原ゲン号ガウ此始也。唐トウ中チュウ宗シュウ祚ソク
 二年ニニ。萬マン廻クワイをシ号ガウしてシ代ダイ靈レイとス。姚ヨウ秦シン又マタ死シ
 什ジツとス号ガウしてシ大和ダイワとス。大和ダイワ乃ハ名メイとス。

偽号 卅八

ソウレハク
偽史略といふ。唐の則天皇后乃時、偽史
ヲタイウシモウ
詔大雲經を撰し。符命此を以て。法詔亦
ミラサキゲサ
皆心加裝、心と賜ふ。偽史、心と賜ふ。則天
クハコト
皇后よりいふ。

中華事始卷之六 大尾

予嘗輯録於和漢事始、然而恐考
索之疎、漏韞匱而藏諸今、應童蒙
之求、略加校正、以授之、尚刪其誤、
補其闕、俟他後、閑日云尔。

元禄丙子之歲、晚秋日、貝原好古書

事始跡

元祿十年夏五月

平安城書林

長尾平兵衛

水谷小兵衛

上島瀨平

大井七郎兵衛

全梓

